

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 2 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

別添

消 食 基 第 358 号
令 和 8 年 8 月 28 日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和8年内閣府告示第104号）
が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都道府県知事等宛てに通知
しましたので、御了知願います。

消食基第355号
令和8年8月28日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

消費者庁次長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和8年内閣府告示第104号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第2 添加物の一部が改正されました。改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏のないようよろしくお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

- (1) 第2 添加物のC 試薬・試液等の「L-グルタミン酸測定用試液」について、流通実態にあわせた規格に改正するものである。
- (2) 第2 添加物のC 試薬・試液等の「L-グルタミン酸測定用前処理試液」について、試験の実行性の観点から、規格を新設したものである。
- (3) 第2 添加物のD 成分規格・保存基準の「グルタミナーゼ」について、試験試薬の変更に伴い、試験の実行性の観点から成分規格を改正するものである。
- (4) 第2 添加物のD 成分規格・保存基準の「フルクトシルトランスフェラーゼ」について、試験の実行性の観点から成分規格を改正するものである。

第2 施行期日

告示の日から施行されるものであること。